

魚沼福祉社会役員等の報酬及び 費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人魚沼福祉会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員等法人の命を受けて法人の運営業務を行う者（以下「役員等」とする。）に支給する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」とする。）について定めるものとする。

(役員等の報酬総額)

第 2 条 本規程により役員に支給する報酬の総額は、別表 1 の範囲内とする。
(報酬等の区分)

第 3 条 本規程で定める役員等に支給する報酬等の区分及びその額は、次のとおりとする。

(1) 役員報酬

役員に対して、理事会への出席などその職務執行に対する対価として、その役職に応じて別表 2 に定める額

(2) 業務報酬

役員等に対して、評議員の評議員会への出席その他法人の命を受けて法人の運営業務（委員会、入札の立ち会い、監事監査、出張研修等）に従事したことに対し、その業務に従事した時間の区分に応じて別表 3 に定める額

(3) 費用弁償

役員等が、理事会及び評議員会へ出席した際、あるいは、その他法人の運営業務に従事した際に別表 4 に定める交通費等実費相当額

(報酬等の支給)

第 4 条 役員には、第 3 条第 1 項のうち、役員報酬、業務報酬及び費用弁償を支給する。

2 評議員には、第 3 条第 1 項のうち、業務報酬及び費用弁償を支給する。

3 前 2 項以外の者に対しては、第 3 条第 1 項のうち、業務報酬及び費用弁償を支給する。

4 理事会により理事長に選定されたものについてはその間、理事長の区分により役員報酬を支給することとし、業務報酬は支給しない。

5 法人の職員を兼務し、職員給与を受ける者に対しては、別に定める職員に関する規定を適用することとし、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支払い)

第 5 条 役員等に対する報酬等は、次の各号のものを控除するほかは直接役員等に対し通貨で全額支給する。ただし、役員等の同意を得た場合には、役員等の指定する金融機関の本人の預貯金口座への振り込みによることができる。

(1) 所得税

(2) 社会保険料

(3) その他法令で定めるもの

2 上記により難い場合は、法令に従い支払う。

(報酬等の計算期間)

第 6 条 役員等に対する報酬等は、各年度 4 月を起算点とする 3 箇月ごとに区分し、各期の分をまとめて支払う。

(役員報酬の算定方法)

第 7 条 役員報酬は、その職に就いた日の翌日から起算して一月を経過する日又はその間に開催された定時評議員会において新たな役員が選任されたことによって任期が満了となる者についてはその日をもって一月と算定し、別表 2 に掲げる月額を支給する。ただし、第 6 条に掲げる 3 箇月ごとにその間、理事会に出席した実績がない者に対しては、その期の役員報酬は半額とする。

(費用弁償の算定方法)

第 8 条 理事会及び評議員会へ出席したとき、あるいは、その他法人の運営業務に従事したときは、第 3 条に定める報酬とともに、別表 4 により定める額を費用弁償として支給する。

2 費用弁償は、すべて順路によって支給する。

3 特別の事情により第 1 項及び第 2 項により難いときは、現に要した実費の全部又は、一部を支給する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

魚沼福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 (平成29年2月20日 平成28年度規程第1号)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 魚沼福祉会役員等の報酬に関する規程(平成2年度規程第11号)は、廃止する。
- 3 魚沼福祉会役員等の費用弁償額並びに支給に関する規程(昭和63年度規程第1号)は、廃止する。

魚沼福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

別表1 (魚沼福祉会 役員等の報酬総額)

区 分	報酬等の総額
役員報酬	1,008,000 円
業務報酬	300,000 円

別表2 (魚沼福祉会 役員報酬)

役 職 区 分	報 酬 の 額
理 事 長	月額 30,000 円
理 事	月額 6,000 円
監 事	月額 6,000 円

別表3 (魚沼福祉会 役員等業務報酬)

業務に従事した時間の区分	報 酬 の 額
(1) 2時間以内	日額 3,000 円
(2) 5時間以内	日額 5,000 円
(3) 5時間を超える場合	日額 8,000 円

備考

- 1 1日のうち複数回業務に従事した場合は、その時間を通算し、日額を支給する。
- 2 定時評議員会及び事業計画の承認を得るための評議員会に従事した場合の業務報酬は、(1)の区分を除いて算定する。

別表4（魚沼福祉会 役員等費用弁償）

区	分	支 給 額
鉄 道 運 賃		普 通 運 賃
船 賃		実 費 (等級区分ある場合は1等運賃)
航 空 運 賃		実 費
車 賃	乗合バス(高速バス含む)	実 費
	自家用車	1 キロメートル当り 20 円
	タクシー等借上乗用車	実 費
宿 泊 料	県 内	1 夜につき 10,000 円
	県 外	1 夜につき 12,000 円

備 考

- 1 交通手段は、最も経済的な手段を選択することとし、これによりがたい場合は事前に理事長の承諾を受けるものとする。
- 2 特別急行列車及び急行列車を利用した場合(原則として片道100キロメートル以上)又は、高速道路を通行した場合(原則として片道50キロメートル以上)は、その実費を支給する。
- 3 タクシー等借上乗用車を使用した場合は、明細書を提出するものとする。
- 4 宿泊料については、上記金額を上限として、実費を支給する。